2　従業員の未払給与等
未払給与等はない。
3　未払一般優先債権及び平成28年５月20日以降に発生する一般優先債権は、随時支払う。
以上
平成28年６月17日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（再）第２号
鹿児島県大島郡和泊町和泊179番地１
再生債務者　株式会社シルバー
1　主文　本件について簡易再生の決定をする。
2　債権者集会の期日　平成28年７月22日午後２時
3　議決権不統一行使の通知期限　平成28年７月15日まで
4　再生計画案　別紙のとおり
別紙
再生計画案
第１　権利の変更の一般的基準
1　権利の変更
再生計画認可決定が確定した時に、元本のうち20万円までの部分は免除を受けず、20万円を超える部分は60パーセントの免除を受けるとともに、開始決定日の前日までの利息・遅延損害金及び開始決定日以後の利息・遅延損害金の全額について免除を受ける。
2　弁済方法
前項による免除後の金額を、次のとおり分割して弁済する。
①　平成29年７月末日限り、免除後の金額の12.5パーセント
②　平成30年７月末日限り、免除後の金額の12.5パーセント
③　平成31年７月末日限り、免除後の金額の12.5パーセント
④　平成32年７月末日限り、免除後の金額の12.5パーセント
⑤　平成33年７月末日限り、免除後の金額の12.5パーセント
⑥　平成34年７月末日限り、免除後の金額の12.5パーセント
⑦　平成35年７月末日限り、免除後の金額の12.5パーセント
⑧　平成36年７月末日限り、免除後の金額の12.5パーセント
第２　別除権者の債権に関する措置
1　別除権の行使によって弁済を受けることができない不足額が確定したときは、権利変更の対象となり、不足額についての権利変更と変更後の権利に対する弁済は上記第１の１及び２の各定めを適用する。
2　但し、不足額が確定した日に既に弁済期が到来している分割金については不足額が確定した日から３か月以内に弁済する。
第３　弁済に関するその他の事項
1　免除における端数の処理
再生債権の免除において生じる弁済額の１円未満の端数は切り上げる。
2　分割弁済における端数の処理
再生債権に対する分割弁済において生じる1000円未満の端数は、最終弁済期日の分割弁済分以外はそれぞれ1000円に切り上げ、最終弁済期日の前回までの弁済額の合計額を総弁済金額から控除した金額を、最終弁済期日の弁済額とする。
3　再生計画における弁済は、再生債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法その他適切な方法により支払う。なお、振込送金費用は、再生債務者が負担する。
4　振込口座の指定がない再生債権者については、当該再生債権者の再生債権についての債務履行地を再生債務者の本店所在地とする。
5　弁済期日が金融機関休業日に該当するときは、当該弁済期日の翌営業日をもって弁済期日とする。
6　再生債務者は、再生債権者に対して前記の定めに従って弁済する際、相殺適状にある反対債権を有するときは、これを控除して弁済することができる。
第４　共益債権の表示及び弁済方法
1　平成28年５月20日までに発生した共益債権の未払残高はない。
2　未払共益債権及び平成28年５月21日以降に発生する共益債権は、随時弁済する。
第５　一般優先債権の表示及び弁済方法
一般優先債権者及び債権額は次のとおりである。
1　公租公課
一般優先債権はない。
2　従業員の未払給与等
未払給与等はない。
3　未払一般優先債権及び平成28年５月20日以降に発生する一般優先債権は、随時支払う。
以上
平成28年６月17日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２７年（再）第２号
福井県坂井市春江町西太郎丸第11号40番地
再生債務者　小林産業株式会社
1　決議に付する計画案　平成28年５月11日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成28年８月９日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成28年８月２日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成28年７月26日
平成28年６月17日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

再生計画認可

平成２７年（再）第１１号
愛知県春日井市六軒屋町６丁目242番地１
再生債務者　山下　淳二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成28年６月16日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成２４年（再）第５号
千葉県松戸市小根本字打越142番地の３
再生債務者　丸正交通有限会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可決定確定後３年経過
平成28年６月14日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再）第７号
茨城県龍ケ崎市野原町78番地
再生債務者　布川交通株式会社（旧商号布川交通有限会社）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可決定確定後３年経過
平成28年６月14日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再）第１号
徳島県板野郡松茂町中喜来字宮前五番越３番の１
再生債務者　有限会社ハヤマ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成28年６月13日　徳島地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第１２号
長野市大字風間557番地１　サンフラッツ102
再生債務者　大塚　明美
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月７日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月21日から平成28年７月28日まで
長野地方裁判所民事部再生係

平成２８年（再イ）第１０２号
札幌市西区西野７条７丁目５番11号
再生債務者　山田　剛一
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月８日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月22日から平成28年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第１１７号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番６－408号
再生債務者　田中　　直
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月８日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月22日から平成28年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部